

住まいのこれから きっかけシート

この家で過ごしてきた時間も、これから先のことも、家族みんなにとって大切なこと。
全員が元気に集まることができる今、それぞれの気持ちを、ゆっくり話してみませんか。

そういえば、この家って
何年くらい経つの？

もう
40年以上に
なるかな

話してみると、
知らない
ことって
結構あるね

話し合った日：令和 年 月 日

次回話し合う日：令和 年 月 日

参加者

このシートの使い方

家族でひろげる

お盆や年末年始、週末の食卓など、
家族が揃うタイミングで
ひろげて使います。



わが家の状況を整理する

住所や建築年、名義、登記など、
わが家の基本情報を確認・記入しましょう。
今の状況を整理しておくことで、
家族で住まいについて
話すときにも役立ちます。



マルを付け終わったら・・・

みんなが付けた**マル**を見比べると、同じ気持ちのところと、少し違うところが見えてきます。
マルが分かれたところは、家族で話したいテーマかもしれません。
すぐに答えがまとまらなくても気になった項目から見てもみましょう。



時間をおいて見返す

家のことや家族の気持ちは、
時間と共に変わることも。節目ごとに見返すと、
そのときの状況が整理しやすくなります。



マルを付けて見比べる

家族それぞれが、今の気持ちや
状況に近いものに**マル**を付けます。
色違いのペンを使うと、だれの印か分かりやす
くなります。**マル**が重なったところも、違うところも、
家族それぞれの気持ちを知るヒントになります。

わが家の基本情報

準備物 登記簿・固定資産税の納税通知書

基本情報

住 所：〒 - | 兵庫県

建 築 年： 年 月 日 構 造：

土地面積： m² (坪) 建物面積： m² (坪)

管 理

管理者（連絡先）：氏名 | 電話

固定資産税（年間）：約 円

借地料、マンション管理費・修繕費、保険料 等：約 円

権 利

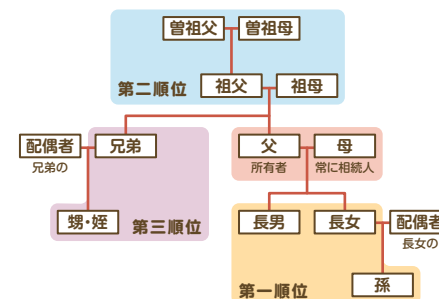
土地の名義人：

建物の名義人：

登 記： **土地** 登記済 ・ 未登記 | **建物** 登記済 ・ 未登記 ※選択式

家 系 図

家系図イメージ/相続人の範囲



家族の気持ちを整理する



家族それぞれが色違いのペンでマルを付ける と、
同じ気持ちのところも、少し違うところも出てきます。

1 この家への気持ち

この家について、今の気持ちに近いものは？

- 愛着があるので
誰も住まなくなるのはさみしい
- この家をこの先どうするか、
気になっている
- 活用するための方法があれば知りたい
- 手放すことも考えている
- まだ気持ちがまとまっていない

3 家族の気持ち

家族のことについて、当てはまるものは？

- 家について家族で話したことがある
- 親の気持ちを聞いてみたい
- 家族それぞれの考えを知りたい
- 子どもに負担をかけたくない
- 話したいけど、きっかけがない
- 何から話せばいいのかわからない

メモ

2 今の状況

今の家について、当てはまるものは？

- 名義や登記を確認している
- 家に関する書類がどこにあるかわかる
- 固定資産税や維持費を
だいたい把握している
- 管理する人が決まっている
- 空き家になっている
(もしくは、なりそう)

4 この先、どうしたい？

今の気持ちに近いものは？

- 空き家を放置すると
起こることを知りたい
- 家族で話す時間をつくりたい
- 今後も家族で使いたい
- 現状のままなら、他の人が使ってもいい
- 現状にこだわらず、他の人に使ってほしい
- 負担が重くなる前に手放したい
- まだ決められない

つぎの一步



知る

まずは空き家問題を知ることから。
空き家の現状や相談先など、
基本情報をまとめました。



- 兵庫県の空き家の状況
- 空き家を放置すると
起こること
- 空き家になった時の相談先



考える

わが家の状況を整理し、
家族でこれからのことを
考えるヒントを掲載しています。



- 「わが家の基本情報」
からわかること
- 家族でこれからを話そう
- これからの選択肢を考える



活用する

住む、貸す、管理する、直して使うなど、
この先も家を活用するための
選択肢を紹介します。

- みんなの活用事例
- 住まいの管理、どうすれば？
- 様々な支援制度



手放す

「手放す」も選択肢のひとつ。
売却や片付けなど、
手放すための方法や相談先を紹介します。



- 売却、解体の流れ
- 片付けを
進めるときのポイント
- 手放す際に使える支援制度



すでに誰も住んでいない空き家をお持ちでも、
これからのためにできることがあります。

＼ここから始めてみませんか？／

空き家を正しく管理しよう

- ✓ 定期的な外観点検
- ✓ 2ヶ月に1回の庭木の手入れ
- ✓ 月1回以上の換気



など

相談窓口

兵庫空き家対策フォーラム

☎ 078-325-1021

(公社)兵庫県不動産鑑定士協会事務局内
平日9:00～17:00(12:00～13:00を除く)